

高島市共用封筒の有料広告掲載募集要領

1 趣旨

市役所の部局が共用で使用する封筒（以下「共用封筒」という。）に掲載する有料広告を募集します。

2 共用封筒の使用目的

共用封筒は、市役所から市民、事業者、官公庁その他の団体などへの文書の送付に使用します。

共用封筒を使用する文書の一例は次のとおりです。

- (1) 会議・研修等の案内（全課）
- (2) 行事・イベント等の案内（全課）
- (3) 照会・回答・通知・依頼等の文書の送付（全課）
- (4) 各種証明書の送付（市民課、税務課、各支所等）

なお、納税通知書や国民健康保険証等の送付には使用しません。

3 募集する有料広告の概要

今回、有料広告を掲載する共用封筒の種類は、長形 3 号封筒の 1 種類です。募集する有料広告については、次の表のとおりです。

封筒の種類	長形 3 号封筒
掲載位置	別図のと通りの位置
掲載枚数	6 万枚
寸 法	縦 5 5 mm×横 1 0 0 mm
枠 数	3 枠
掲載料（消費税込）	1 枠 5 0, 0 0 0 円
封筒の色	茶色
刷 り 色	紺色 1 色
広告デザインの数	1 枠につき 1 デザインのみ

4 共用封筒の使用期間（目安）

令和 8 年 1 0 月頃から令和 9 年 9 月頃まで

5 応募資格

高島市の税の滞納がない者

6 応募方法

- (1) 所定の応募用紙に必要事項を記入し、広告の原稿を添付して、持参または郵送によりお申し込みください。広告の原稿についてはメールでの送付も可

とします。

- (2) 応募の結果、広告枠に空欄が生じる場合は、応募者の希望により、複数枠に広告を掲載することができるものとします。

7 申込期限

令和8年9月16日（水）正午必着

8 申込み先および問合せ先

〒520-1592

高島市新旭町北畑565番地

高島市役所 総務部 総務課（担当 福田）

TEL 0740-25-8538

E-mail gyosei@city.takashima.lg.jp

9 掲載することができない広告

次のいずれかに該当する広告は、掲載することができません。

- (1) 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるものまたはそのおそれがあるもの
- (4) 政治性または宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を広告するもの
- (6) 社会問題について主義主張するもの
- (7) 公衆に不快の念を抱かせ、または危害を加えるおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

これらのほか、掲載できる広告の基準については、高島市広告掲載基準に定められています。

10 広告の内容の審査

広告掲載の内容については、高島市広告審査会において審査します。

審査の結果、内容の修正または削除などが必要なときは、応募者に依頼します。この場合、正当な理由がなければ、この依頼に応じなければなりません。

11 広告掲載の決定

募集枠以上の応募があった場合、掲載する広告はくじにより決定します。この際にいずれの広告枠に掲載されるかを定めるくじも行います。これらのくじは当課において執行しますがいずれも公開で行います。

くじに立ち会われなかった応募者の方には、くじの結果について文書で通知します。

12 広告掲載料の納付

広告掲載料の納付日などについては、広告掲載の決定と併せてお知らせします。

13 その他

- (1) 共用封筒の使用に問題が生じた場合は、使用を中止することがあります。
- (2) 使用期間中に広告のデザインなどを変更することはできません。
- (3) その他有料広告の掲載に関してわからないことや不明な点がある場合はその都度問い合わせてください。

別図

